２　［略］

表　標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に乗じる数値

組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合				標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合			
	短期給付			福祉事業	短期給付			福祉事業
	短期分	介護分	子ども・子育て支援分		短期分	介護分	子ども・子育て支援分	
一般組合員 短期組合員 特定警察組合員	1,000分の2.39	—	—	1,000分の1.32	1,000分の2.39	—	—	1,000分の1.32

３　任意継続組合員に係る任意継続掛金の額は、施行令第46条の２第１項の規定による標準報酬の月額にそれぞれ次表に掲げる数値を乗じて得た額とする。

表　施行令第46条の２第１項の規定による標準報酬の月額に乗じる数値

組合員の種別	施行令第46条の２第１項の規定による標準報酬の月額との割合			
	短期給付			福祉事業
	短期分	介護分※	子ども・子育て支援分	
任意継続組合員	1,000分の99.36	1,000分の18.54	1,000分の2.3	—

※介護保険法（平成９年法律第123号）第９条第２号に規定する第２号被保険者に限る。

２　［略］

表　標準報酬の月額及び標準期末手当等の額に乗じる数値

組合員の種別	標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と掛金との割合			標準報酬の月額及び標準期末手当等の額と負担金との割合		
	短期給付		福祉事業	短期給付		福祉事業
	短期分	介護分		短期分	介護分	
一般組合員 短期組合員 特定警察組合員	1,000分の1.59	—	1,000分の1.32	1,000分の1.59	—	1,000分の1.32

３　任意継続組合員に係る任意継続掛金の額（介護納付金の納付に係るものを除く。）は、施行令第46条の２第１項の規定による標準報酬の月額に1,000分の99.36を乗じて得た額とし、介護納付金の納付に係る任意継続掛金の額は、同項の規定による標準報酬の月額に1,000分の15.88を乗じて得た額とする。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

１　この変更は、令和８年４月１日から施行する。

２　変更後の第24条第１項、第２項及び第３項の規定は、令和８年４月分以後の掛金、負担金及び任意継続掛金について適用し、同年３月分以前の掛金、負担金及び任意継続掛金については、なお従前の例による。